

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書

平成13年2月6日

新潟商銀信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 12 年 8 月 25 日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づく申出を金融再生委員会に対し行いました。これを受けて同日、同金融再生委員会より、金融再生法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第 13 条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、8 月 25 日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第 18 条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は新潟市弁天 3 丁目に本店を置いて昭和 42 年 11 月に設立され、昭和 51 年 11 月上越市木田 2 丁目に上越支店を開設し、現在に至っております。

当組合の主たる営業地域は、新潟市及び上越市を中心に、新潟県一円とし、預金、貸出金とも顧客は主として在日韓国人等の中小企業経営者及びその親族、従業員等に加え、当組合の主旨及び目的に賛同する日本人及び法人であり、訪問・集金活動により小口の預金を吸収し、これを地域の中小企業経営者等に対して融資し、組合員の金融の円滑化、在日韓国人の経済的地位並びに社会的地位向上に貢献してまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合は規模が小さく同業態金融機関との競争も厳しいため、小口優良な融資先の確保が難しく、融資先は自ずと零細で業況不安定な先が多く、遊技場など業種的に偏った状況にありました。こうした状況のもと、融資先が長引く不況下で体力を低下させ、融資資産内容が悪化、当組合の体力が弱っていたところへ、最近の大口取引先 3 社による民事再生法の申立により、これら取引先及び関係先に対する回収不能が破綻の直接の引き金になったものと認められます。

融資資産の劣化が進む中で有効な回復手段もなく、平成 10 年 6 月の前々理事長退任前後から大口預金の取崩しが進み、11 年 3 月期の預金は末残ベースで対前期比 42 億円減少し、12 年 3 月期も 19 億円の減少となりました。この間不良債権貸付先を中心に貸出の回収に努力する一方、小口取引を推進してまいりまし

たが、資金繰りについても同胞の金融機関の協力を得ていました。

かかる状況下、平成11年3月期は多額の個別貸倒引当金の組み入れによって、経常利益が赤字に転落し、経営改善積立金の取り崩しにより辛うじて当期利益5百万円を確保しました。12年3月期決算は、大口先を中心に不良債権の顕在化が急速に進み、急激な体力低下を招くに至りました。この結果、リスク管理債権は総貸出金の42.4%を占める状況に至り、貸倒引当金の積増しが542百万円必要となり大幅赤字決算を余儀なくされました。

12年度に入り大口取引先3社及びその関連先等の破綻や当局検査内容を踏まえると新たに1,417百万円の追加引当が必要になり、これを加味した修正バランスは、同年8月16日現在で1,215百万円の債務超過となり、事業継続は困難と判断したものであります。

(3)破綻に至った要因

当組合は、前々理事長の在任期間が長期(17年間)にわたるなかで、正常な貸出先の開拓に力が注がれず、安易に特定業種への与信集中が容認されるなど、同理事長の独断により融資の決定が行われていたことに加え、理事会や監事等組合内部での相互牽制が機能しない体制でありました。

また、後任の前理事長体制においても効果的な対策が打ち出せず、貸出金の回収・管理も十分でなかったことから、これらが複合的な要因となって破綻に至ったものと考えられます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1)資本の状況

当組合の平成12年3月期決算では、預貸金の不振、諸比率の悪化から業務純益ベースで赤字に転落、加えて多額の個別貸倒引当金繰入もあり、当期利益は503百万円の赤字となり、自己資本比率は2.98%と4%を割り込みました。

こうした状況から、平成12年5月29日金融監督庁長官から業務改善命令(早期是正措置)が発出され、6月12日付で出資金増強を中心とした経営改善計画を提出いたしました。

その後、5月下旬から7月下旬にかけて、大口与信先が相次いで民事再生法の適用を申請するに及び、7月24日から実施の当局の検査内容及びこれら後発事象等を踏まえると8月16日現在では1,417百万円の貸倒引当金の追加が必要となり、これを考慮した修正バランスは、1,215百万円の大幅債務超過に至っております。

(2)自己資本回復の断念

当組合の12年3月末現在の出資金総額が189百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難であります。また当組合の12年3月期の当期利益は503百万円の赤字であり、現在のところ債務超過を解消する目途がたたず、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、平成12年8月25日、金融再生法第68条第1項に基づき申出を金融再生委員会に対し行うに至りました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、県下の在日韓国人を中心としたサービス業、不動産業、建設業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>

(単位百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均(H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出残高	14,302	100	12,243	100	10,623	100	49,091	100
内中小企業	9,896	69.2	8,599	70.2	7,670	72.2	35,525	72.4
内個人	4,354	30.4	3,598	29.4	2,912	27.4	13,143	26.8
内その他	51	0.4	46	0.4	40	0.4	423	0.8

※ 「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が高く、主に県下の在日韓国人を中心とした中小企業主やその家族、従業員、知人等の個人預金が約7割を占めております。

<預金残高の推移>

(単位百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均(H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	17,656	100	13,447	100	11,538	100	69,315	100
内個人預金	13,610	77.1	10,921	81.2	8,144	70.6	54,554	78.7
内法人預金	3,089	17.5	1,546	11.5	1,510	13.1	12,001	17.3
内その他	955	5.4	979	7.3	1,882	16.3	2,760	4.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券は全信組連の情報システム関連会社の株式を保有しております。

<有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末 の評価損益
有価証券	36	46	47	0
国債	36	46	47	0
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	0	0	0	0
その他	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

当組合の2店舗については、建物は自己所有であり、うち本店店舗は、区分所有であります。店舗敷地については、借用しています。

他に代物弁済として取得した土地を1件（3筆）で所有しています。

固定資産の状況（平成12年3月末）

（単位百万円）

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額 路線価等	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	—	—	—	—	2	167	44
所 有 不 動 産	1	37	28	▲9	—	—	—
計	1	37	28	▲9	2	167	44

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

（単位百万円）

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均(H12年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	250	2.0%	230	2.1%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	445	3.6%	1,442	13.5%	2,965	6.0%
3ヵ月以上 延滞債権	1,601	13.1%	2,071	19.5%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	691	5.6%	759	7.1%	2,328	4.7%
合 計	2,988	24.4%	4,504	42.4%	7,075	14.4%

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

（単位百万円）

	平成12年3月期		業界平均(H12年3月期)	
	債 権 残 高	債 権 に 占める割合	債 権 残 高	債権に占 める割合
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2,080	17.5%	3,116	6.0%
危険債権	2,480	20.9%	2,998	5.8%
要管理債権	442	3.7%	2,170	4.2%
正常債権	6,869	57.9%	43,363	84.0%
合 計	11,871	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

金融再生法第 18 条に基づき内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任の明確化を図ります。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

現在、事業譲渡を行う受け皿金融機関は決定しておらず、譲渡の目途は立っておりません。

また、在日韓国人信用組合協会傘下の十九信組が合併に合意するなど、新銀行設立に向けた活動も徐々に具体性を帯びたものとなってきておりますが、それら韓国系信用組合を取り巻く全国統合の動きも見守りつつ、早期の事業譲渡を図るよう努めてまいります。

いずれにせよ、民族系信用組合としての事業特性や、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。